

ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例

ニセコ町使用料等徴収に関する条例（平成元年ニセコ町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中、有島記念館の項の表を次のように改める。

公の施設の名称	利用の区分	入館の単位	入館料
有島記念館	常設展示	１人　１回	５００円
		１団体　１人１回	４００円
	特別展示	１人　１回	２，０００円以内で 教育委員会が定める 額
	全館	１人　購入した時から翌年の同月末まで	１，２００円
		１８歳以下の者	無料。ただし、１８歳に達する日以後において３月３１日までは無料とする。
		ニセコ町に住所を有する６５歳以上の者	無料

別表第１中、有島記念館の項の表の備考中第１項を次のように改める。

１　入館した当日は再入館ができるものとする。

備考中第３項を次のように改める。

３　特別展示のみを観覧することはできないものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由

有島記念館の安定的な運営及び収支改善を図るため、入館料等の見直しを行うもの。主な改正内容は、特別展示開催時の加算料金を新設し、年間パスの有効期間延長及び料金改定を行うとともに、次世代を担う若年層への文化普及を目的として、高校生年代までの入館料を無料とする。